

太陽光さのまる倶楽部入会規約

1 太陽光さのまる倶楽部の目的

太陽光さのまる倶楽部（以下「本会」という。）は、本会の会員が住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）により発電した電気を自家消費することにより得られる CO₂ の排出削減効果を、佐野市（以下「市」という。）が行う「住宅用太陽光発電システム CO₂ 排出削減効果活用事業（以下「活用事業」という。）」に提供し、その削減効果を J-クレジット認証委員会によりクレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球温暖化対策に貢献することを目的とします。

※J-クレジット：国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度のことです。

※J-クレジット認証委員会：J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置したクレジットの認証を行う機関のことです。

2 入会資格

本会への入会資格等は、次のとおりとします。

- ① システムにより発電した電気を自家消費することによる CO₂ の排出削減効果を市に提供することができること。
- ② 佐野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けていること。
- ③ 平成 25 年 4 月 1 日以降にシステムを設置したこと。
- ④ 他の CO₂ 排出削減効果活用事業等に登録していないこと（他の CO₂ 排出削減効果活用事業等に登録している場合で本会への入会を希望するときは、本会への入会申込みの受付後、現在登録している他の CO₂ 排出削減効果活用事業等の運営管理者と協議の上、本会への入会を決定します。）。
- ⑤ 蓄電池又はシステム以外の自家発電設備を併設していないこと。
- ⑥ 太陽電池の公称最大出力が 10kW 未満であること。
- ⑦ CO₂ 排出削減量を把握するために必要な情報（累積発電量、累積売電量等）の提供に同意し、及び協力できること。

3 会員資格の有効期間及び本会の存続期間

本会の会員資格の有効期間は、入会后 8 年間とします。

本会の存続期間は、平成 43 年 3 月 31 日までとします。

4 会費

本会の年会費等の負担はありません。

5 退会

会員は、いつでも本会を退会することができます。会員が退会を希望する場合は、太陽光さのまる倶楽部事務局（佐野市環境政策課）へ退会届を提出してください。

また、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員の退会措置を執ることができます。

- ① 会員が設置したシステムが、発電を行うことができなくなった場合

② 会員が、本会の目的に著しくふさわしくない行動を行った場合

6 クレジットの売却益の取扱い

活用事業により認証されたクレジットはこれを必要とする企業等に売却し、その売却益は市が行う地球温暖化対策事業の資金に充当します。

会員への金銭の還元は、ありません。

7 業務の報告

市は、会員及び市民に対し、本会の活動の状況並びに活用事業によるクレジットの売却の状況及び売却益の活用状況について、市ホームページにおいて年1回、報告を行います。

8 個人情報の取扱い

本会への入会に関し会員から得た個人情報は、本会の目的のためにのみ利用します。

9 事務局

本会の事務局は、佐野市環境政策課において行います。

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。